

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏名 _____

| | | | | | | |
|------------------------------------|---------------|---|-----|-----|-----|-----|
| 経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称 | ① | | | | | |
| 事業名 | ② | | | | | |
| 資産 | 種類 | ③ | | | | |
| | 設備の名称 | ④ | | | | |
| 区分 | 取得年月日 | ⑤ | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| | 指定事業の用に供した年月日 | ⑥ | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 取得価額又は製作価額 | ⑦ | | 円 | 円 | 円 | 円 |

所得税額の特別控除額の計算

| | | | | | | | | | |
|-----|----------------------------|---|--|---|-----------------------|-----------------------------------|---|--|---|
| 本年分 | 取得価額の合計額 (⑦の合計) | ⑧ | | 円 | 前 年 繰 越 分 | 差引本年税額基準額残額 (⑪-⑫) | ⑮ | | 円 |
| | 税額控除限度額 (⑧×7/100) | ⑨ | | | | 繰越税額控除限度超過額 (⑫の「 年分」) | ⑯ | | |
| | 調整前事業所得税額 | ⑩ | | | | 同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額) | ⑰ | | |
| | 本年税額基準額 (⑩×20/100) | ⑪ | | | | 所得税額超過構成額 | ⑱ | | |
| | 本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額) | ⑫ | | | | 本年繰越税額控除額 (⑰-⑱) | ⑲ | | |
| | 所得税額超過構成額 | ⑬ | | | | 所得税額の特別控除額 (⑭+⑲) | ⑳ | | |
| | 本年税額控除額 (⑫-⑬) | ⑭ | | | | | | | |

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

| | | | |
|-------------|----------------------|----------|----------------|
| 年分 | 前年繰越額又は 本年税額控除限度額 | 本年控除可能額等 | 翌年繰越額 (⑳-㉑) |
| | ㉑ | ㉒ | ㉓ |
| 年分 (前年分) | | 円 (⑰の金額) | |
| 本年分 | (⑨の金額) | (⑫の金額) | 外 円 |
| 合計 | | | |

設備の概要

| |
|--|
| |
|--|

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が令和3年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「旧措法10の5の2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、令和3年改正前の租税特別措置法施行令第5条の6の2又は令和3年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。
- (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得、総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の譲渡所得のうち所得税法第33条第3項第2号に掲げる所得に係る部分の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅等新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑪」欄は、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。
ただし、措法第10条の3第3項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑬」欄の金額を控除した後の金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑬」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第10条の3第3項及び第4項の規定の適用を受ける場合は、『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑬」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は、『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、当該額から控除した後の額を記載します。

- (8) 「⑯」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑯」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「㉓」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (10) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の2、令和3年改正法附則第28条